

あなたのまちは**安全**ですか？



9月1日~30日は 屋外広告物適正化月間です

期間中は、美しく魅力ある景観を形成するための一環として、市町村との連携による屋外広告物の適正化や安全管理の取組を強化します。

危ない！と感じる広告物を見かけられた場合は、まずは、管轄の市町村へご相談してください。

屋外広告物については、
右下のQRコードよりご確認ください。



～屋外広告物ってどんなもの？～

屋外広告物とは、「常時又は一定の期間継続して、屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの」です。

なお、屋外広告物を掲出するには、許可が必要となります。
(※許可を受けずに掲出できる広告物が一部あります)
広告物を掲出する際は、各市町村へご相談ください。

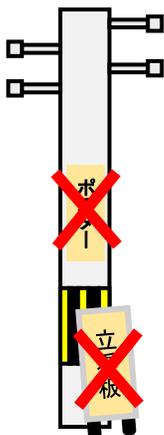
また、県内で屋外広告業を営もうとする方は、屋外広告業の登録が必要となります。
※奈良市域で営む場合は奈良市へ、それ以外の地域については県への登録が必要となります。

～これは違反です～

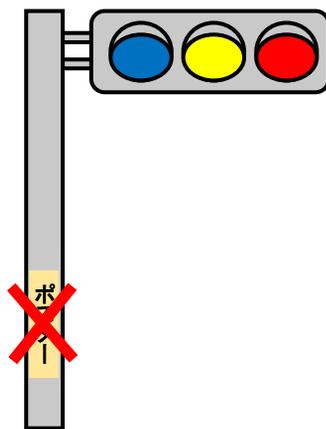
電柱、街灯柱その他これらに類するものには、はり紙、はり札、立看板、のぼり旗等すべての簡易広告物の表示が禁止されています。

※上記以外にも、屋外広告物の表示・掲出が禁止されている物件があります。

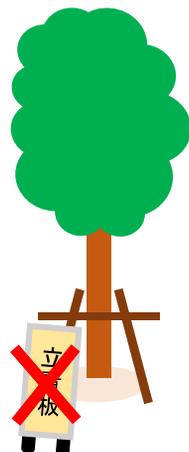
【違反広告物の一例】



(電柱)



(信号機)



(街路樹)